

令和2年国勢調査の概要

調査の対象

令和2年国勢調査は、調査時において、日本国内に常住している者について行った。ここでいう「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時いた場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊しているものは、その宿泊している施設
- 2 病院又は療養所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）に引き続き3か月以上入院している者は、その病院又は診療所、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- 3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠である住所、陸上に生活の本拠のない者はその船舶
なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶については調査対象とした。
- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

日本国内に常住している者は、外国人を含めて全て調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

用語の解説

1 人口の基本属性に関する用語

人口

国勢調査における人口は、調査年の10月1日午前零時現在（以下「調査時」という。）の人口（昭和20年の人口を掲載している場合は、同年11月1日午前零時現在で行われた人口調査による人口）である。

面積

本書に掲載し、また人口密度の算出に用いた面積は、国土交通省国土地理院が公表した各年10月1日現在の「全国都道府県市区町村別面積調」によっている。平成22年調査までは、国土地理院が公表した市区町村別面積のうち、境界未定のため関係市区町村の合計面積のみが表示されているものなどについて、総務省統計局において面積を推定していた。しかし、平成26年から国土地理院が境界未定地域に係る市区町村の面積を算出するようになったことを受けて、平成27年及び令和2年調査では、国土地理院の公表する面積を用いている。なお、人口集中地区の面積は、総務省統計局において算出したものである。

年齢

年齢は、令和2年9月30日現在による満年齢である（例えば、調査前年の令和元年10月1日生まれの人は0歳となる）。なお、令和2年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳としている。

また「平均年齢」は、以下のとおり算出しています。

$$\text{平均年齢} = \frac{\sum (\text{年齢 (各歳)} \times \text{各歳別人口})}{\text{各歳別人口の合計} \text{ (年齢「不詳」を除く。)}} + 0.5 \text{ (※)}$$

※平均年齢に0.5を加える理由

国勢調査では、9月30日現在の満年齢（誕生日を迎えるごとに1歳を加える年齢の考え方）を用いて集計しています。つまり、9月30日現在でX歳と0日の人も、X歳と364日の人も同じX歳として集計しています。そこで、平均年齢を算出する際、X歳と0日から364日までの人がいることを考慮し、平均である半年分（0.5歳）を加えているのです。

配偶関係

「配偶関係」は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分している。

未婚	まだ結婚したことのない者
有配偶	届出の有無に関係なく、配偶者のある者
死別	配偶者と死別して独身の者
離別	配偶者と離別して独身の者
配偶関係「不詳」	未回答などにより配偶関係が判断できない場合

国籍

国籍は、「日本」、「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「インド」、「ネパール」「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」に区分した。

なお、二つ以上の国籍を持つ人は、次のように取り扱った。

(1) 日本と日本以外の国の国籍を持つ人は「日本」

(2) 日本以外の二つ以上の国の国籍を持つ人は、調査票の国名欄に記入された国

2 世帯・家族の属性に関する用語

世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分している。

一般世帯

(1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者

ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めている。

(2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者

(3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

施設等の世帯

寮・寄宿舎の学生・生徒	学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり (世帯の単位：棟ごと)
病院・療養所の入院者	病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり (世帯の単位：棟ごと)
社会施設の入所者	老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり (世帯の単位：棟ごと)
自衛隊営舎内居住者	自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり (世帯の単位：中隊又は艦船ごと)
矯正施設の入所者	刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導員の在院者の集まり (世帯の単位：建物ごと)
その他	定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠(住所)を有しない船舶乗組員など (世帯の単位：一人一人)

世帯の家族類型

「世帯の家族類型」は、一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分している。

区分	備考
A 親族のみの世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある

	世帯員のみから成る世帯
B 非親族を含む世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
C 単独世帯	世帯員が一人の世帯
世帯の家族類型「不詳」	世帯の家族類型が判定できない世帯

また、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分している。

ア 核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯

イ 核家族以外の世帯

- (5) 夫婦と両親から成る世帯
- (6) 夫婦とひとり親から成る世帯
- (7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
- (8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
- (9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯
- (10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯
- (11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯
- (12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
- (13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- (14) 他に分類されない世帯

<注意点>

令和2年国勢調査の集計に用いられる「子供」の定義は複数あり、以下のとおり表章している。

表章名	内容
子供	親族内の最も若い「夫婦」からみた「子」にあたる継ぎ柄の世帯員
子供 ※母（父）子世帯	母（父）子世帯の場合は、女（男）親からみた「子」にあたる継ぎ柄の20歳未満の世帯員

3世代世帯

「3世代世帯」とは、世帯主との継ぎ柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。したがって、4世代以上が住んでいる場合も含む。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がない場合も含む。

一方、叔父、世帯主、子のように、傍系の3世代で構成する世帯は含まない。

「3世代世帯」を構成している家族類型の区分（前ページ参照）は以下のとおり。

区分名	
A 親族のみの世帯	(7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
	(8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
	(9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯 ※
	(10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯 ※
	(11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯 ※
	(12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
	(14) 他に分類されない世帯
B 非親族を含む世帯	※

※3未満の世代数の世帯を除く

母子世帯・父子世帯

母子世帯—未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯

父子世帯—未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯

世帯の経済構成

「世帯の経済構成」は、一般世帯について世帯の主な就業者とその親族の労働力状態、従業上の地位及び産業により分類したものであり、次のとおり区分している。

ここでいう「世帯の主な就業者」は、世帯主が就業者の場合は世帯主とし、世帯主が就業者でない場合は調査票で世帯主の最も近くに記入されている就業者とした。また、世帯の主な就業者の従業上の地位については、「業主」には「家族従業者」及び「家庭内職者」を含み、「雇用者」には「役員」が含まれる。

なお、その世帯に同居する非親族の経済活動は考慮していない。

区分	内容
農林漁業就業者世帯	世帯の就業者が農林漁業就業者のみの世帯
農林漁業・業主世帯	世帯の主な就業者が農林漁業の業主
	世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者
農林漁業・非農林漁業就業者混合世帯	世帯の就業者に農林漁業就業者と非農林漁業就業者の両方がいる世帯
農林漁業・業主混合世帯	世帯の主な就業者が農林漁業の業主
	世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者
非農林漁業・業主混合世帯	世帯の主な就業者が非農林漁業の業主
非農林漁業・雇用者混合世帯	世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者
非農林漁業就業者世帯	世帯の就業者が非農林漁業就業者のみの世帯

非農林漁業・業主世帯	世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、世帯に雇用者のいない世帯
非農林漁業・雇用者世帯	世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で、世帯に業主のいない世帯
非農林漁業・業主・雇用者世帯（世帯の主な就業者が業主）	世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、世帯に雇用者のいる世帯
非農林漁業・業主・雇用者世帯（世帯の主な就業者が雇用者）	世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で、世帯に業主のいる世帯
非就業者世帯	親族に就業者のいない世帯
分類不能の世帯	上記に分類されない世帯

3 住宅・居住地に関する用語

住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分している。

区分	内容
住宅	一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含む。） 一戸建ての住宅、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに1戸の住宅となる。
住宅以外	寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物 なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含む。
住居の種類 「不詳」	未回答などにより住居の種類が判定できない場合

住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分している。

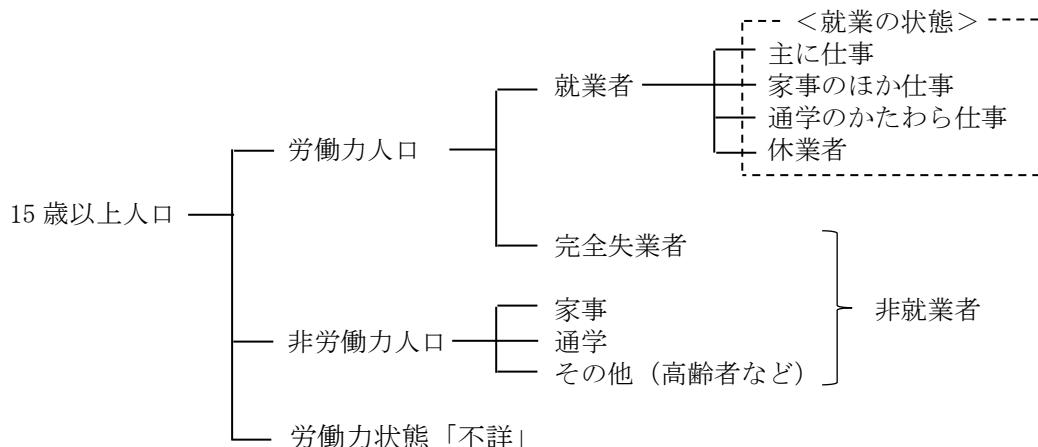
区分	内容
主世帯	「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯
持ち家	居住する住宅がその世帯の所有である場合 なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払が完了していない場合も含む。
公営の借家	その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市区町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合
都市再生機構・	その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の

公社の借家	住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであつて、かつ給与住宅でない場合 ※雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含む。
民営の借家	その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合
給与住宅	勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合 ※家賃の支払いの有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含む。
間借り	他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

4 労働・就業の状態に関する用語

労働力状態・労働力率

「労働力状態」は、15歳以上の人について、9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分している。



区分	内容
労働力人口	就業者と完全失業者を合わせた人
就業者	調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした者なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とする。 (1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

		(2) 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合 また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含む。
	主に仕事	主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていた場合
	家事のほか仕事	主に家事などをしていて、そのかたわら、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合
	通学のかたわら仕事	主に通学していて、そのかたわら、アルバイトなど、少しでも収入を伴う仕事をした場合
	休業者	(1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合 (2) 事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合
	完全失業者	調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた者
	非労働力人口	調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、休業者及び完全失業者以外の者
	家事	自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合
	通学	主に通学していた場合
	その他	上のどの区分にも当てはまらない場合（幼児・高齢者など）
	労働力状態「不詳」	未回答などにより労働力状態が判定できない場合

労働力率

「労働力率」とは、15 歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）に占める労働力人口の割合のことという。

$$\text{労働力率} (\%) = \frac{\text{労働力人口}}{15 \text{ 歳以上人口} (\text{労働力状態「不詳」を除く。})} \times 100$$

従業上の地位

「従業上の地位」とは、就業者について、調査週間にその人が仕事をしていた事業所における地位によって、次のとおり区分したものである。

区分	内容
雇用者	会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人
正規の職員・従業員 労働者派遣事業所の派遣社員 パート・アルバイト・その他	勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人
	労働者派遣法（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」）に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人
	<ul style="list-style-type: none"> ・就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人 ・専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用される「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人
役員	会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員
雇人のある業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人
雇人のない業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人
家族従業者	農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族
家庭内職者	家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人
従業上の地位「不詳」	未回答などにより従業上の地位が判定できない場合

産業

「産業」とは、就業者について、調査週間にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したものという（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の主な事業の種類）。

産業分類は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）を基に再編成したもので、20 項目の大分類、82 項目の中分類、253 項目の小分類となっている。

なお、産業大分類を 3 部門に集約している場合の区分は、次のとおりである。

部門	内訳
第 1 次産業	A 農業、林業
	B 漁業

第2次産業	C 鉱業, 採石業, 砂利採取業 D 建設業 E 製造業
第3次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業, 郵便業 I 卸売業, 小売業 J 金融業, 保険業 K 不動産業, 物品賃貸業 L 学術研究, 専門・技術サービス業 M 宿泊業, 飲食サービス業 N 生活関連サービス業, 娯楽業 O 教育, 学習支援業 P 医療, 福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業（他に分類されないもの） S 公務（他に分類されるものを除く）
	T 分類不能の産業

＜注意点＞

- ① 仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類による
- ② 労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類によって分類する。

職業

「職業」とは、就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類によって分類したものという（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類）。

なお、従事した仕事が二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類による。

職業分類は、日本標準職業分類（平成21年12月統計基準設定）を基に再編成したもので、12項目の大分類、57項目の中分類、232項目の小分類から成っている。

なお、職業大分類は次のとおりである。

- A 管理的職業従事者
- B 専門的・技術的職業従事者
- C 事務従事者
- D 販売従事者
- E サービス職業従事者

- F 保安職業従事者
- G 農林漁業従事者
- H 生産工程従事者
- I 輸送・機械運転従事者
- J 建設・採掘従事者
- K 運搬・清掃・包装等従事者
- L 分類不能の職業

5 従業地・世帯の移動に関する用語

5年前の常住地

「5年前の常住地」とは、その世帯の世帯員が5年前にふだん居住（常住）していた市区町村をいう。

令和2年調査では、平成27年10月1日（前回調査時）に常住していた市区町村について調査し、5年前から調査時までの当該地域への転入状況を、以下の区分などで表章している。

また、5年前には当該地域に常住していたが、転出し、令和2年調査時には他の地域に常住していた人は、「5年前の常住者」として、当該地域の結果表に表章している。

項目名		内容	
常住者（現住地による人口）	(a)	当該地域に常住している人口 $(a) = (b) + (e) + (f) + (g) + (h) + (i) + (j)$	
現住所	(b)	常住者のうち、5年前の常住地「現在と同じ場所」の者	
移動あり	(c)	常住者のうち、5年前の常住地「現在と同じ場所」以外的回答をした者	
国内から	(d)	常住者のうち、5年前の常住地「同じ区・市町村内の他の場所」「他の区・市町村」の者	
自市内から	(e)	5年前の常住地「同じ区・市町村内の他の場所」の者	
県内他市町から	(f)	常住者のうち、5年前の常住地「他の区・市町村」で、住んでいた場所が現在の常住地と同じ都道府県内の他市区町村の者	
他県から	(g)	常住者のうち、5年前の常住地「他の区・市町村」で、住んでいた場所が現在の常住地と異なる都道府県の者	
国外から	(h)	常住者のうち、5年前の常住地「外国」の者	
5年前の常住市区町村 「不詳」	(i)	常住者のうち、5年前の常住地「他の区・市町村」で、住んでいた場所（都道府県・市区町村）が不詳の者	

	移動状況「不詳」	(j)	常住者のうち、5年前の常住地が不詳の者
	(再掲) 転入	(k)	5年前は当該地域以外に常住していたが、現在は当該地域に常住している者 (k)=(f)+(g)+(h)
	5年前の常住者 (5年前の常住地による人口)	(l)	5年前に当該地域に常住していた人口 (l)=(b)+(e)+(n)+(o)
	移動あり (国内)	(m)	5年前の常住者のうち、5年前の常住地が「現在と同じ場所」以外の者 (m)=(e)+(n)+(o)
	うち県内他市町	(n)	5年前の常住者のうち、現在の常住地が5年前の常住地と同じ都道府県内の他市町の者
	うち他県へ	(o)	5年前の常住者のうち、現在の常住者が5年前の常住地と異なる都道府県の者
	(再掲) 転出	(p)	5年前は当該地域に常住していたが、現在は当該地域以外に常住している者 (p)=(m)=(n)+(o)

6 従業地・通学地に関する用語

通勤者・通学者

「通勤者」とは、従業の場所が常住の場所（自宅）と異なる就業者をいう。「通学者」とは非労働力人口のうち、調査週間中、学校に通っていた者をいう。また、ふだん学校に通っている人であっても、調査週間中、収入を伴う仕事を少しでもした人については、ここでいう「通学者」とはせず、「通勤者」としている。

従業地・通学地

「従業地・通学地」とは、就業者が仕事している又は通学者が通学している学校の場所をいい、次の区分で表章している。

項目名	内容	
常住地による人口（夜間人口）	(a)	当該地域に常住している人口 (a)=(b)+(c)+(f)+(j)
従業も通学もしていない	(b)	常住者のうち、労働力状態が「完全失業者」「家事」「その他」の者
自市で従業・通学	(c)	常住者のうち、従業地が「自宅」または従業地・通学地が「同じ区・市町村」の者 (c)=(d)+(e)

	自宅で従業	(d)	常住者のうち、従業地が「自宅」(自分の居住する家又は家に附属した店・作業場など)の者 ※併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの従業先はここに含む。 ※農林漁家の人で、自家の田畠・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含む。
	自宅外の自市で従業・通学	(e)	常住者のうち、従業地・通学地が「自宅」以外で、「同じ区・市町村」の者
	他市区町村で従業・通学	(f)	常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市町村」の者 (f)=(g)+(h)+(i)
	県内他市町で従業・通学	(g)	常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市町村」で、通勤・通学の場所が常住地と同じ都道府県内の他市町の者
	他県で従業・通学	(h)	常住者のうち、従業地・通学先が「他の区・市町村」で、通勤・通学の場所が常住地と別の都道府県の者
	従業・通学市区町村 「不詳・外国」	(i)	常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市町村」で、通勤・通学の場所(都道府県・市区町村)が不詳及び外国の者
	従業地・通学地「不詳」	(j)	常住者のうち、従業地・通学地が不詳の者及び労働力状態が不詳の者
	(再掲) 流出人口	(k)	当該地域から当該地域以外へ通勤・通学している者 (k)=(g)+(h)
	従業地・通学地による人口 (昼間人口)	(l)	夜間人口から、流出人口を除き、流入人口を加えたもの (l)=(b)+(c)+(i)+(j)+(m)
	うち他市区町村に常住	(m)	通勤・通学者のうち、常住者が従業地・通学地と異なる市区町村の者 (m)=(n)+(o)
	県内他市町に常住	(n)	通勤・通学者のうち、常住地が従業地・通学地と同じ都道府県内の他市町の者
	他県に常住	(o)	通勤・通学者のうち、常住地が従業地・通学地と異なる都道府県の者
	(再掲) 従業地・通学地 「不詳」又は従業・通学 市区町村「不詳・外国」 で当地に常住している	(p)	従業地・通学地「不詳」又は従業・通学市区町村「不詳・外国」で、当該地域に常住している者

者		
(再掲) 流入人口	(q)	当該地域以外から当該地域へ通勤・通学している者 $(q)=(m)=(n)+(o)$
昼夜間人口比率	(r)	夜間人口 100 人当たりの昼間人口の比率 $(r)=(1)/(a) \times 100$

＜注意点＞

- (1) 従業地とは、就業者が従業している場所のことであるが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としている。
- (2) 夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜、昼間勤務、昼間通学とみなして昼間人口に含んでいる。ただし、昼間人口には、買物客などの非定的な移動は考慮していない。

7 地域区分に関する用語

人口集中地区

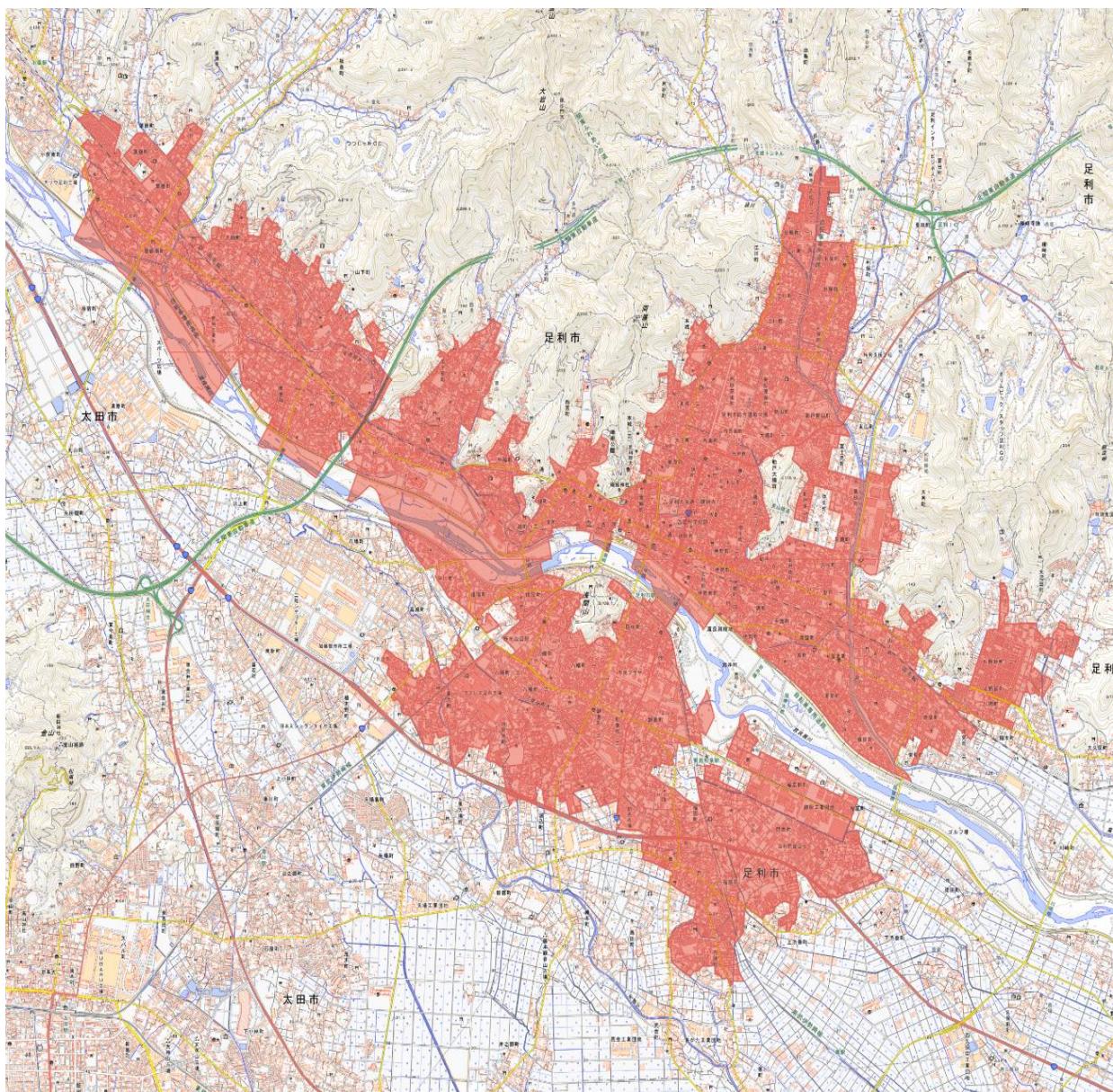
人口集中地区の設定に当たっては、国勢調査基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下「基本単位区等」という。）を基礎単位として、①原則として人口密度が 1 km²当たり 4,000 人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、②それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に 5,000 人以上を有するこの地域を「人口集中地区」とする。

なお、人口集中地区は人口密度が 1 km²当たり 4,000 人に満たないものがあるが、これは人口集中地区が「都市的地域」を表す点から、学校・研究所・神社・仏閣・運動場等の文教レクリエーション施設、工場・倉庫・事務所等の産業施設、官公庁・病院・療養所等の公共及び社会福祉施設等のある基本単位区等で、それらの施設の面積を除いた残りの区域に人口が密集している基本単位区等又はそれらの施設の面積が 2 分の 1 以上占める基本単位区等が上記①の基本単位区等に隣接している場合には、上記①を構成する地域に含める。

人口集中地区図

09 栃木県 Tochigi-ken

202 足利市 Ashikaga-shi



「地理院地図（電子国土 Web）」（国土地理院）（<https://maps.gsi.go.jp/>）をもとに足利市で作成